

特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定家庭用機器に、有機エレクトロルミネセンス式のテレビジョン受信機（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）を加えること。

（第一条関係）

第二 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。

（附則関係）